

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）重要事項説明書

これは、あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたって契約締結を行う際、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業所があらかじめ説明しなければならない事項を記したものです。

1. サービスについての相談

電話番号 0747-53-2006（午前8:30～午後5:15）

※上記の時間以外の緊急連絡先 090-3991-1654

担当 新田 裕輔

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 事業所の概要

| | |
|----------------|---|
| 法人名 | 社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会 |
| 代表者氏名 | 会長 辻本 眞宏 |
| 法人所在地 (連絡先) | 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地 TEL 0747-53-1941 FAX 0747-54-2888 |
| 事業内容 | 居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業 |

3. 介護予防訪問介護事業所の概要

| | | | |
|----------|---|-----------------|-------------------|
| 事業所名 | 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会訪問介護事業所 | | |
| 代表者氏名 | 会長 辻本 眞宏 | | |
| 介護保険指定番号 | 介護予防訪問介護（奈良県2973600014） | | |
| 事業所所在地 | 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地 TEL 0747-53-2006（訪問介護直通） | | |
| サービス提供地域 | 大淀町内全域 | | |
| 営業日及び時間 | 通常時間帯 8:00～18:00 | 早朝 7:00～8:00 | 夜間 18:00～21:00 |
| 平日 | ○ | ○ | ○ |
| 土・日・祝日 | ○ | ○ | ○ |

※ 但し、12月29日～1月3日は休業。

※ 時間帯により、料金が異なります。

4. 職員体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|-----------|-----------------------------|---------|-----|--------------|----|
| 管理者 | | 1名 | | 管理業務 | 1名 |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士・ 1級修了者 | 2名 名 | | 指導・助言 等 | 2名 |
| サービス従事者 | 介護職員初任 者研修修了者 (2級修了者) | | 8名 | 身体介護 生活援助 | 8名 |

5. 介護計画の作成

・利用者に対する具体的なサービスの実施内容及び実施回数、実施日、時間等は、介護予防サービス計画または、介護予防マネジメントケアプラン（以下介護予防ケアプラン）をふまえた、サービス計画に定められます。

ただし、利用者の状態の変化、サービス計画に位置付けられた目標の達成度等をふまえて、必要に応じて変更することがあります。

・利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、ケアマネジメント事業者と調整致します。

6. 事業所が提供できるサービス内容

(1) 身体介護（原則として、利用者のための介護を行う業務）

- ・食事介助・入浴介助・清拭介助・排せつ介助・体位変換
- ・通院介助等の見守り ※医療機関等への送迎は行いません

※サービス従事者が入浴介助をする場合には、事前に医師の診断やご家族の立会いをお願いすることがありますのでご了承ください。また体調の状態によってサービスを中止することがあります。

(2) 生活援助（原則として利用者のための家事を行う業務）

- ・調理 ※ご家族分の調理は行いません。
- ・洗濯 ※ご家族分の洗濯は行いません。
- ・掃除 ※大掃除、庭等の敷地の掃除は行いません。
- ・買物 ※煙草、お酒類の買物は行いません
- ・預貯金の出し入れは行いません。

※第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。そのため、下記のサービスは、例えば利用者が行う調理等をサービス従事者が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

7. 利用料金

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合
 が、あります。

・利用者の負担額は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。

※1単位10円

| 週1回程度 | 週2回程度 | 週3回程度 |
|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| ※月4回まで | 月5～8回まで | 月9～12回まで |
| 220単位もしくは287単位／1回 | 220単位もしくは287単位／1回 | 220単位もしくは287単位／1回 |
| ※月5回の場合は 最大1,176単位 となる | ※月9回の場合は 最大2,349単位 となる | ※月13回の場合は 最大3,727単位 となる |
| 当日キャンセル料 | 当日キャンセル料 | 当日キャンセル料 |
| 220単位もしくは287単位／1回 | 220単位もしくは287単位／1回 | 220単位もしくは287単位／1回 |

※標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位

※生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満 179単位

(二) 所要時間45分以上 220単位

※短時間の身体介護が中心 163単位

①初回加算

- ・利用者が2ヶ月以上利用のない場合及び要介護から要支援、要支援から要介護に区分が変更になった場合に、サービス提供責任者がサービスを行う場合またはサービス従事者が、訪問介護を行う際に同行した場合に加算をいただきます。

初回月のみ200単位加算（利用者負担額200円）

②生活機能の向上連携加算

- ・生活機能向上連携加算として、生活機能向上を図る観点から、介護予防訪問リハビリテーション実施時に、訪問介護事業所のサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による介護予防訪問介護計画を作成し、初回のサービスを提供した日から3ヶ月間100単位／月頂きます。

③介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇改善を進めていくことを目的とした加算。

所定単位数にサービス別加算率（訪問介護15.8%）を乗じた単位数で算定させていただきます。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス及び、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用される場合は、利用料金の全額が利用者の負担となります

・交通費

自動車等を使用した時、利用者の居宅が、通常の事業実施地域（大淀町）以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

本所から片道おおむね10キロメートル未満：1,000円

本所から片道おおむね10キロメートル以上：2,000円

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 0747-53-2006

| | |
|-----------------------------|----------|
| 利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただいた場合 | 無料 |
| 連絡が遅れた場合またはご連絡をいただかなかった場合 | 介護保険料の1割 |

※ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。

※利用者が不在などのため、サービス提供が出来ない場合は10分間現地にて待機いたします。

この時間を過ぎてもお客様が不在の場合は、サービスの中止とみなし、キャンセル料を頂きます。また待機中に戻られた場合には、予定通りのサービス時間を提供いたします。

(5) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話および交通費の実費（通院・買い物などの際、交通機関を使用された場合）の費用は利用者のご負担になります。

②利用料その他の費用の請求及び支払い方法

| | |
|-------|---|
| 請求方法 | 1ヶ月毎に合計額を計算し、翌月の中旬に、請求書と利用明細書を添えてお届けします。但し、請求額のない場合はお届けしません。 |
| 支払い方法 | <p>利用料につきましては、事前に口座振替依頼書に記入頂くことにより、直接金融機関から、引き落としをさせていただきます。</p> <p>取扱金融機関・・・南都銀行 奈良県農協 各支店</p> <p>引落日・・・利用月の翌月末引落</p> <p>※月末が土日祝の場合は翌営業日の引き落としとなります</p> <p>※引落しを確認後、領収書を発行させていただきます。</p> |

※支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合は契約を解約していただくこともあります。解約後に未払い分をお支払い頂きます。

8. 緊急時の対応法について

サービス提供中に、状態の変化等があった場合は、主治医に連絡するとともに、予め指定する緊急連絡先等へ連絡致します。

| | | |
|-----|-------------|-----|
| 主治医 | 主治医氏名 | |
| | 医療機関名称 | |
| | 所在地 電話番号 | TEL |
| 家族等 | 緊急連絡先の家族等 | |
| | 住所 電話番号 | TEL |

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

| | | |
|----------------------------|-----------|-----|
| 市町村 | 市町村名 | |
| | 担当課名 | |
| | 電話番号 | TEL |
| 居宅介護 事業所 支 援 事 | 事業所名 | |
| | 所在地 | |
| | 担当ケアマネジャー | |
| | 電話番号 | TEL |

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|-------------------|
| 保険会社名 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会 |
| 保険名 | 福祉サービス総合保障 |
| 保障の概要 | 身体障害、財物破損、管理受託物補償 |

10. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供している訪問介護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

| | | |
|-------------------------------|---------------------------------|---|
| 当事業所の窓口 | 電話番号 FAX 番号 担当者名 第三者委員 | 0747-53-2006 0747-54-2888 新田 裕輔 上坂 美代子 井片 正子 |
| 市町村の窓口 | 所在地 電話番号 担当部署 | 奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090 町役場内 0747-52-5501 福祉介護課 介護保険係 |
| 公的団体の窓口 奈良県国民健康保険 団体連合会 | 所在地 電話番号 担当部署 | 奈良県橿原市大久保町302-1 0120-21-6899 介護保険課指導相談係 |

11. 福祉サービス第三者評価

社会福祉法第78条第1項に規定する任意の福祉サービス第三者評価は現時点において受けておりません。

12. 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者の選定と委員会の定期開催

担当者：大淀町社会福祉協議会事務局長 委員長宮本賢太郎

②虐待を防止するための従事者に対する定期研修の実施

③利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

④その他、虐待防止のために必要な指針等の措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

1 4. 身分証携行の義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- (1) 業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シュミレーション)を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行ないます。

1 6. 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 指定訪問看護の提供にあたっては当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には適正化の指針に則り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性)を記録する等、適正な運用を図ります。

1 7. 感染症対策の強化

- (1) 感染症予防・蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、職員などに周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症予防・蔓延のための指針を整備し、研修・訓練を開催します。

訪問介護事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大淀町社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、訪問介護事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりです。

| | |
|--|--|
| <p>個人情報の種類 （本事業にかかわって 取得・利用する個人情報）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業利用者が申請書、契約書に記載した事項 ・本事業担当者が相談により把握し個別援助計画に記載した事項 ・サービス提供表 ・作業報告書 ・業務完了書 ・事故報告書 ・フェースシート ・カンファレンス表 ・利用者一覧名簿 ・処方箋 ・サービス提供表 ・サービス計画表 ・苦情報告書 ・業務日誌 ・請求書、領収書 ・その他 |
| <p>個人情報の利用目的</p> | <p>訪問介護事業におけるサービス提供を適正かつ円滑に行い、利用者の在宅生活の継続及び自立に向けて支援を目的とする。</p> |
| <p>個人情報の利用・提供 方法</p> | <p>本事業担当者の管理のもと、保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。</p> <p>(1)内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護受付の管理 ・個別援助計画の作成 ・個別援助計画に基づきサービス提供を行う事業所、職員間の連携 ・カンファレンス及びミーティング ・サービスの質の向上 <p>(2)外部への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の医療機関（病院、医院、療養型施設） ・近隣の保健所、市町村の保健センター ・近隣の居宅介護事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、訪問入浴事業所、福祉用具貸与販売事業所、特定非営利活動法人、老健施設、身体障害者施設 ・民生児童委員・その他 |
| <p>その他の情報</p> | <p>本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。</p> |
| <p>個人情報保護担当者</p> | <p>宮本 賢太郎</p> |

令和 年 月 日

当事業所は、重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）サービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要を説明しました。

事業所

所在地 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地

名称 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会

代表者 会長 辻本 眞 宏

説明者 大淀社会福祉協議会訪問介護事業所

氏 名

印

重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、訪問介護（介護予防訪問介護）サービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要の説明を受け、同意します。

利用者 住所 奈良県吉野郡大淀町_____

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印